

松江市監査委員告示 第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、松江市長から令和元年度から令和5年度までの包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

令和7年3月25日

松江市監査委員 三 島 康 夫

松江市監査委員 安 来 弘 喜

松江市監査委員 川 井 弘 光

1 包括外部監査の特定事件

高齢者福祉に関する事務の執行について（令和元年度実施）

生活保護に関する事務の執行について（令和2年度実施）

情報システムに関する事務の執行について（令和3年度実施）

基金の管理と運用に関する事務の執行について（令和4年度実施）

業務委託に関する事務の執行について（令和5年度実施）

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

別紙 令和元年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和2年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和3年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和4年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和5年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和6年10月1日）

章	項目1	項目2		指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※措置済み時点
第3章 高齢者が安心して暮らせる住居の場の確保	I 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保	第2 安心ハウスの提供	1	意見	・本事業の存続の可否の早期検討 本事業の必要性・公共性は薄れており、事業の効率性も高くなく、公平性を欠く側面もある上、計画的に廃止することにより入居者に与える影響を抑えることも可能であるので、本事業は存続の可否について早期に検討することが望ましい。	R2.4 措置済	松江市安心ハウスの家賃減額補助金については、当初の交付期間が終了した事業者に対しては、補助金の交付を終了。 なお、終了時に入居者がいる住戸には、居住生活の安定のため、当該入居者が退去又は国庫補助金交付が終了するまで松江市安心ハウス家賃調整補助金を交付する。	建築指導課
	II 安心して暮らせる住・生活環境の整備	第1 公営住宅のバリアフリー化	2	意見	・バリアフリー化する住戸の選定 バリアフリー化する住戸の選定にあたっては、空室状況に左右される側面はあるものの、できる限りバリアフリー化した後に耐用年数まで使用できる期間が長い住戸を優先することが望ましい。	R2.8 実施住戸選定（措置済）	改修する住戸については、耐用年数、空室状況、地域的なバランスを考慮して総合的に選定し、より効果的な整備を行う。 なお、令和2年度については、中層耐火4階建住宅の2住戸をバリアフリー化に改修予定。	建築指導課
第4章 介護保険サービスの充実と質の向上	I 地域の特性に応じた柔軟な介護サービスの提供	第2 市町村特別給付（在宅復帰支援）	3	意見	・原因分析の必要性 市町村特別給付の利用者が少ない原因について、在宅復帰したい人が少ないのか、在宅復帰をしたいが市町村特別給付を含む在宅医療・介護を支える制度が不十分なため在宅復帰を諦めているのか不明であり、この点について、より詳しい調査をすることが望ましい。	R4.10 措置済	ケアマネジャー協会から状況を聞き取り、制度自体の浸透が必要との意見を踏まえ、事業所向け集団指導の場やケアマネジャー協会広報誌を活用し、制度周知を図った。	介護保険課
	II 介護保険施設等の整備	第1 特別養護老人ホームの整備	4	意見	・次回公募に向けた早急な方針決定の必要性 本事業については、第6期計画から本計画への継続事業であり、現状2期6年を経過しても整備がされない状況にあり、次の公募について、早急の方針を決定し、実施されることが望ましい。	R3.3 措置済	入所待機者調査や有料老人ホーム等の施設建設状況を踏まえ、松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では整備しない方針を決定した。	介護保険課
		第4 生活支援ハウスの入所措置、養護老人ホームの入所措置	5	意見	・事業の早期廃止に向けた検討の必要性 本事業の必要性・公共性は薄れており、事業の効率性も低いため、本事業は早期廃止に向けて検討することが望ましい。	R4.3 措置済	R3年度末で事業を廃止した。	健康政策課
			6	指摘	・見積書・決算書の記載形式の統一 事後精算の規定がある以上、見積書・決算書ともに、利用料を含めた収入・支出を記載し、本事業全体の収入・支出を明確にすべきであり、松江市は、見積書と決算書の記載形式を統一するよう受託者に求めるべきである。	R2.3 措置済	見積書と決算書の記載形式を統一した。	健康政策課
			7	指摘	・適切な委託料の算定 委託料の算定が適切に行われておらず、見積書の審査が疎かになっている可能性が否定できないので、見積書の審査をより慎重に行うべきである。	R2.3 措置済	見積書の内容について精査を行い、R2年度の業務を委託した。	健康政策課
			8	指摘	・決算書の精査の必要性 入居者の推移に応じて精算できるよう余剰金の返還規定があるのであるから、決算書の支出に計上された項目・金額の相当性を精査すべきである。	R2.4 措置済	R1年度委託事業の決算書の内容について精査を行い、金額の妥当性を確認した。	健康政策課
			9	意見	・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 標準的な人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。	対応を要しない	法人の規定に基づき人件費を計上しており、事業廃止まで現状のとおりの算定方法とする。	健康政策課

令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和6年10月1日）

章	項目1	項目2		指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※措置済み時点
	Ⅲ 第三者評価の充実	第1 事業所への介護相談員派遣	10	指摘	・派遣報告書の公表 計画に沿って、派遣事業報告書が広く市民の目に触れるように公表をすべきである。	R2.4 措置済	報告書をホームページで公開した。	健康政策課
			11	意見	・派遣受け入れ先事業所の増加への方策の検討 介護サービス事業所が介護相談員の受け入れを断る理由・原因を分析し、派遣受け入れ先事業所を増やす方策を検討することが望ましく、介護サービス事業所には本事業の理解を得ることが望ましい。また、市民への広報活動の方策も検討されることが望ましい。	R2.3 措置済	R2年度は、広く事業所へ働きかけを行い、協力事業所増に努めた。	健康政策課
			12	意見	・地域密着型施設の運営推進会議への派遣の再検討 介護相談員の負担との兼ね合いにはなるが、介護相談員の地域密着型施設の運営促進会議への積極的な派遣について再検討することが望ましい。	R2.3 措置済	検討を行い、介護相談員からの情報をとりまとめ、市職員が運営推進会議へ出席することとした。	健康政策課
		第2 地域密着型運営推進会議への参加とグループホームの外部評価	13	意見	・外部評価で指摘された課題に対する事業所の対応についてのフォローアップ 外部評価で指摘された課題について解決を図る主体はグループホームの事業者であるが、グループホームの運営推進会議には、松江市や地域包括支援センターの職員が構成員として出席するのであるから、そのような場で、外部評価で指摘された課題に対する事業所の対応について、フォローアップを行うことが望ましい。	R3.3 措置済	運営推進会議に出席した際、事業者に外部評価の対応状況について助言・指導した。	介護保険課
	Ⅳ 事業所の指定・指導	第2 介護保険事業所の指定及び指導	14	指摘	・介護保険事業者向けの申請の手引き 中核市に移行するまでの期間中に、松江市の介護保険事業者向け申請の手引を作成し、準備すべきである。	R3.6 措置済	介護老人福祉施設等一部の種別については「申請の手引き」を作成し、ホームページに掲載した。	介護保険課
			15	意見	・前回実地指導での指導事項の改善状況について、次回の実地指導結果報告書への記載 実地指導結果報告書に、前回の実地指導における指導事項の改善状況を明記することが望ましい。	R2.10 措置済	実地指導結果報告書へ前回指摘事項の再確認の結果を記載した。	福祉総務課
			16-1	意見	・判断基準の明確化 文書指摘、口頭指導、助言の判断基準が明確であるから、指導区分の適用の精度性をより向上させるためには、判断基準を明文化することが望ましい。	R2.4 措置済	実地指導の指摘基準（文書指摘、口頭指導、助言）を明文化した。	福祉総務課
			16-2	指摘	・実地指導結果報告書における文書指摘、口頭指導、助言の記載内容の区別 文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明確であるから、各判断基準に沿った記載内容に区別して記載すべきである。	R元年度 措置済	判断基準に沿った記載内容とした。	福祉総務課

令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和6年10月1日）

章	項目 1	項目 2		指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※措置済み時点
		第4 老人福祉法に基づく老人福祉施設（事業所）の指定及び指導	17	意見	・前回実地指導での指導事項の改善状況について、次回の実地指導結果報告書への記載 実地指導結果報告書に、前回の実地指導における指導事項の改善状況を明記することが望ましい。	R2.10 措置済	実地指導結果報告書へ前回指摘事項の再確認の結果を記載した。	福祉総務課
			18-1	意見	・判断基準の明確化 文書指摘、口頭指導、助言の判断基準が明確であるから、指導区分の適用の精確性をより向上させるためには、判断基準を明文化することが望ましい。	R2.4 措置済	実地指導の指摘基準（文書指摘、口頭指導、助言）を明文化した。	福祉総務課
			18-2	指摘	・実地指導結果報告書における文書指摘、口頭指導、助言の記載内容の区別 文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明確であるから、各判断基準に沿った記載内容に区別して記載すべきである。	R元年度 措置済	判断基準に沿った記載内容とした。	福祉総務課
	V 介護保険サービス事業所等関係機関の連携	第1 介護保険事業所連絡会の開催を通じた事業所の組織化	19	意見	・介護保険事業所連絡会への主体的関与 松江市が主体となって、各介護保険サービス事業所ごとに、介護保険事業所連絡会を開催し、参加者確保に努めることが望ましい。	措置予定なし	市が主体となり会議を開催すると、市が一方向的に説明するだけ、または事業者が市への要望を述べるだけの会議に終わる可能性が高い。事業所が主体となり課題を持ち寄り議論しなければ、本来の目的である「横の連携強化」が果たせないと思われる。従って、今後は事業所側に対し主体的に会議開催を検討するよう促すこととする。	介護保険課
第5章 介護人材の育成・確保の取り組みの強化	I 介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保	第1 ケアマネジャー等研修会の開催	20	意見	・目標値達成への取り組み 令和2年度までに、ケアマネジャー等の研修会を年3回開催できるよう、新たな研修会について、内容等をケアマネジャー協会とも協議のうえ、取り組むことが望ましい。	R2年度 措置済	「ケアプラン作成講演会」、「困難事例に関する検討会」、「コロナ禍におけるケアマネ業務情報交換会」及び「介護支援員とコミュニティソーシャルワーカーの情報交換会」等の研修会に取り組んだ。	介護保険課
		第4 介護職員等による、たんの吸引等の適切な実施に向けた支援	21	意見	・プロジェクトチーム発足の検討・協議過程の記録化 課題がある以上、プロジェクトチームの発足を検討することが望ましく、事後的な検証・見直しを行うために、その協議過程は記録化されることが望ましい。	R2.4 措置済	保健所、在宅医療介護連携支援センター、市健康政策課で構成する検討チームを設置している。また、検討過程について記録化している。	健康政策課
		第7 小中学生への社会教育の推進	22	意見	・小学生を対象とした介護職の魅力発信事業 小学生を対象とした、介護職への理解を深めるための事業を企画することが望ましい。	R2.4 措置済	小中学生に向け介護職の仕事や魅力を伝えるため、「まっえ子ども夢未来塾」（教育委員会）の講師として介護事業所職員を登録。	健康政策課
		第8 各種資格取得・研修参加に対する支援	23	意見	・費用助成の対象となる資格・研修の検討 他に費用助成の対象とすることが適切な資格・研修があるか否かにつき、検討することが望ましい。	R3.10 措置済	喀痰（かくたん）吸引等研修のみを費用助成の対象としていたので、他に費用助成の対象とすることが適切な資格・研修があるか否かについて検討した。その結果、介護事業所で人材の育成・定着を図るための資格・研修の受講費用を助成する必要があると判断した。令和3年10月から、所属する職員に、介護現場で実践スキルを評価する「評価者（アセッサー）」を養成する講習を受講させる介護事業所に対して受講費用の一部を補助する制度を開始した。	健康政策課

令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和6年10月1日）

章	項目1	項目2		指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※措置済み時点
	Ⅱ 介護職場の環境整備	第2 介護事業所認定制度の創設	24	指摘	・本計画における松江市の主体性 松江市として、「介護事業所認定制度の創設」＝「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の創設」に向けた計画の策定、運用、進行管理をすべきである。	措置予定なし	人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度は、都道府県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした介護事業者に対して認証を付与する制度で、実施主体である県が令和5年度秋に実施予定であることから、本市においては制度の創設は行わない。	健康福祉総務課
第6章 介護予防・重度化防止の取り組みの推進	Ⅰ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	第3 サービスA（緩和型）への移行促進	25	意見	・具体的な計画の策定 サービスAへの移行促進に向け、線引きする仕組みを導入する時期の目途を立て、それに向けてサービスAに対応する事業所を確保する具体的な計画の策定を行うことが望ましい。	R3.4 措置済	サービスAの移行促進のため、制度を見直した	介護保険課
		第4 サービスB（住民主体型）への移行促進	26	意見	・サービスBの担い手の育成の検討 サービスBを実施する団体を立ち上げる担い手の育成をするか否かにつき、今後、検討されることが望ましい。	R4.3 措置済	サービスB実施団体立ち上げについては、各生活圏域に配置している2層生活支援コーディネーターが支援を行うこととした。	介護保険課
	Ⅱ 一般介護予防事業の拡充・推進	第1 なごやか寄り合い事業による介護予防の推進	27	意見	・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。	対応を要しない	社協の人件費の算定方法については、個別の人件費を予算に計上する現在の方法が合理的であると判断している。	介護保険課
			28	意見	・委託費の事後的な精算を目的とした変更契約の適否 年度末に委託費の額を増減額（精算）する現在の運用の問題点も踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討することが望ましく、事後的な対価の増減額は例外的な処理として位置づける方向で検討することが望ましい。	対応を要しない	社協の人件費については当事者である市と社協において双方で負担する旨合意しており、委託料の金額において人事異動やベースアップなどの事情が生じる事等は想定される範囲内での変動要素であるとする。	介護保険課
			29	指摘	・実施要綱における引用条項の誤記 実施要綱の引用条項を正確に記載すべきである。	R2.3 措置済	要綱改正	介護保険課
第7章 認知症対策の強化	Ⅰ 認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止	第1 認知症予防に関する取り組みの促進	30	意見	・計画の検討過程の記録化 計画を適切に評価するためにも、計画の策定（島根大学への提案）、運用（島根大学との協議状況）等を記録化しておくことが望ましい。	R2.4 措置済	現在島根大学と検討を進めている。	健康政策課
		第4 認知症早期発見ツール（簡易タッチパネル）の活用	31	指摘	・本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを明示すべきである。	R3.3 措置済	松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画は、指摘事項を考慮し、市の取り組み状況を明示した。	健康政策課
	Ⅱ 当事者・家族の支援	第4 認知症地域支援推進員による支援体制の強化	32	意見	・認知症地域支援推進員の具体的業務の拡充 認知症地域支援推進員の業務については、その具体的業務内容を拡充することを検討することが望ましい。	R2.4 措置済	国が定める要綱に記載されている事業を担当業務とした。	健康政策課
	Ⅲ 啓発・ネットワークづくり	第2 認知症に関する情報発信の強化	33	意見	・周知方法の取り組みの必要性 より効果的な周知方法を検討することが望ましい。	R2.6 措置済	チラシ、市HPだけでなく、市社協と連携しFacebookを活用した周知を実施した。 今後youtubeの活用も予定。	健康政策課
		第4 徘徊SOSネットワークの強化	34	指摘	・本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを明示すべきである。	R3.3 措置済	松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画は、指摘事項を考慮し、市の具体的な取り組み計画、施策目標を明示。	健康政策課

令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和6年10月1日）

章	項目1	項目2		指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※措置済み時点
		第5 徘徊高齢者対策の強化	35	指摘	・本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかわりを明示すべきである。	R3.3 措置済	松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画は、指摘事項を考慮し、市の具体的な取り組み計画を明示。	健康政策課
第8章 在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備	I 在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備	第4 在宅医療・介護を支えるための居宅サービスの整備	36	意見	・定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業所の整備 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを実施する事業者がない原因を分析した上、事業者が参入するためのインセンティブや松江市における同サービスの在り方、公募の方法等を検討し、同サービスを実施する事業者を確保することが望ましい。	措置予定なし	松江市で定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを行う事業者がない原因については、24時間対応に係る事業所負担が大きいこと、採算が取れるほどの人口規模がないこと、また介護職員の人材不足等が理由として挙げられる。また松江市では介護度が重度化した被保険者は施設入所を希望する人が多い傾向があり、実際に松江市では有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し被保険者の受け皿となっている現状がある。このことから松江市では当該サービスに対するニーズは現状では少なく、サービスを提供する事業者を確保することは困難な状況にある。 令和6年度の制度改正において、当該サービスと「夜間対応型訪問介護」とを整理・統合を検討する国の動きがある。今後の制度改正に向けた国の動きを注視し、改正内容が明らかになった以降で改めて検討する。	介護保険課
	II 多職種連携による生活支援	第1 多職種連携会議の活性化	37	意見	・多職種連携会議への主体的関与 松江市が主体となって、多職種連携会議を実施することが望ましい。	対応を要しない	多職種連携会議は、地域の医療関係者、介護関係者が主体となり連携して開催されるものと考え。市は会議を開催できる環境を整える支援を行っている。	健康政策課
第9章 総合相談・支援体制の充実強化	II 地域包括支援センター機能の充実強化	第1 地域包括支援センターの相談機能及び人員体制の強化	38	意見	・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 標準的な人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。	対応を要しない	社協の人件費の算定方法については、個別の人件費を予算に計上する現在の方法が合理的であると判断している。	健康政策課
			39	意見	・委託費の事後的な精算を目的とした変更契約締結の適否 年度末に委託費の額を増減額（精算）する現在の運用の問題点も踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討することが望ましく、事後的な対価の増減額は例外的な処理として位置づける方向で検討することが望ましい。	対応を要しない	委託先の社会福祉協議会が利益を追求する団体でないことに鑑み、例外的な委託契約として、実績により委託料を精算している。	健康政策課
第10章 地域における支え合い体制づくり	I 地域住民による支え合い体制づくり	第1 協議体の立ち上げ、活性化	40	意見	・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 標準的な人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。	対応を要しない	社協の人件費の算定方法については、個別の人件費を予算に計上する現在の方法が合理的であると判断している。	健康政策課
			41	意見	・委託費の事後的な精算を目的とした変更契約締結の適否 年度末に委託費の額を増減額（精算）する現在の運用の問題点も踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討することが望ましく、事後的な対価の増減額は例外的な処理として位置づける方向で検討することが望ましい。	対応を要しない	委託先の社会福祉協議会が利益を追求する団体でないことに鑑み、例外的な委託契約として、実績により委託料を精算している。	健康政策課

令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和6年10月1日）

章	項目1	項目2		指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※措置済み時点
	Ⅲ 要配慮者支援体制の強化	第1 要配慮者支援組織の立ち上げや地域での見守り助け合い事業の推進	42	意見	・目標値を達成した場合の事業規模の試算 最終的に目標値を達成した場合の事業規模を予測し、これを踏まえた効果的な事業運営を実現するために、目標達成時の歳出見込額を予め試算しておくことが望ましい。	R2.9 措置済	目標達成時の歳出見込額を試算した。	福祉総務課
			43	意見	・会議体の活動を推進するための方策の検討 立ち上がった会議体を実効的に活動しうる組織とするため、会議体の活動促進の方策を検討することが望ましい。	R2.9 措置済	設置した団体に対して先進事例等の紹介を盛り込んだ出前講座を行っている。	福祉総務課
第11章 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実	Ⅰ 在宅サービスの充実	第1 「食」の自立支援事業の実施	44	意見	・情報提供についての同意の書面化 委託事業者が利用者の情報を関係者に提供することについて、利用者の同意を書面で得ることが望ましい。	R2.4 措置済	意見のとおり措置し、申請書に同意事項を記載した。	健康政策課
		第3 外出支援事業（移送サービス・移送タクシー）の実施	45	意見	・実施要綱・契約書の統一 同種の事業については、実施要綱・委託契約書の内容をできる限り、統一することが望ましい。	R3.3 措置済	令和3年度から松江市移送タクシー事業に統一	健康政策課
			46	指摘	・実施要綱の記載 実施要綱において、委託事業者を市社協と特定する記載は、変更すべきである。	R2.4 措置済	実施要綱を修正した。	健康政策課
			47	指摘	・契約形式の統一の必要性 同様の事業を行うのであれば、契約形式も統一すべきであり、不必要な追加支出を避けるためにも、単価契約をすることを検討すべきである。	R3.3 措置済	令和3年度から松江市移送タクシー事業に統一	健康政策課
		第4 安心ライフ援助事業の実施	48	意見	・実施要綱・事業委託契約書と実態との一致 実施要綱の記載及び委託契約書の記載を実際にあわせて変更することが望ましい。	R2.4 措置済	意見のとおり、要綱の改正を実施	健康政策課
		第5 救急医療情報活用事業の実施	49	意見	・周知方法の検討の必要性 より多くの市民に利用されるよう、その周知・広報の方法を十分に検討することが望ましい。	R3.2 措置済	市報2月号に掲載した。今後も年度に一度掲載する。	健康政策課
		第6 生活援助員派遣事業の実施	50	意見	・費用対効果の検討の必要性 支出のわりに対象者の数が少なく、費用対効果の面から相当とは言えず、廃止して他の施策で代替するなど、県や国と協議することが望ましい。	R7.4 措置予定	県との協議の上、令和7年4月1日事業廃止予定としている。	介護保険課
		第7 訪問理美容事業の実施	51	意見	・情報提供についての同意の書面化 事業者が利用者の情報を関係者に提供することについて、利用者の同意を書面で得ることが望ましい。	R2.4 措置済	申請書に情報提供に関する同意の項目を記載した。	健康政策課
			52	指摘	・遅延損害金の起算日の記載の明確化 委託料の支払期限が契約書上、不明であり、委託料の支払期限は、遅延損害金の計算の基礎となるものであるため、契約書上明確にすべきである。	R2.4 措置済	契約書に起算日を記載した。	健康政策課

令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和6年10月1日）

章	項目 1	項目 2		指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※措置済み時点
第12章 権利擁護の 充実強化	II 家族等介護者に対する支援	第8 ゆうあいヘルプサービスによる支援	53	指摘	・本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかわりを計画に明示すべきである。	不措置	ゆうあいヘルプサービスは住民主体型訪問サービスのひとつという位置づけで補助をしている事業であるため、事業計画に個別に掲載することはなじまない。	介護保険課
		第2 家族介護者交流事業の実施	54	意見	・実施要綱の実施主体の記載 実施要綱の記載を実際にあわせて変更することが望ましい。	R2.4 措置済	実施要綱を修正した。	健康政策課
			55	意見	・実施予定回数が実施されていないこと 実施することを合意した実施回数については、発注者である松江市は、受注者である市社協が確実に実施するようにすることが望ましい。	R2.4 措置済	契約関係書類に実施回数を明示した。	健康政策課
		第3 介護離職防止対策等の推進	56	意見	・家族等介護者に対する介護離職予防対策の検討の必要性 家族等介護者についても、松江市介護人材確保検討会において介護離職防止対策について検討するなど、何らかの取り組みを行うことが望ましい。	対応を要しない	介護離職については労働条件なども含む広範な問題であり、介護職場における人材確保策の検討を目的とする「松江市介護人材確保検討会議」での議論にはなじまない。	健康政策課
	I 成年後見制度等の利用促進	第3 市民後見人の養成	57	指摘	・要綱の規定整備の必要性 現状との乖離が生じている以上、たとえば要綱の規定を「事業の全部又は一部を」等に変更するなどして、実体との齟齬を解消すべきである。	R2.4 措置済	要綱を改正した。	福祉総務課
			58	指摘	・随意契約を選択した理由の再検討 随意契約が例外的方法であることを踏まえると、随意契約の方法を選択した理由として挙げられた点は、不十分であり、本事業について随意契約の方法を選択しなければならない例外的理由の有無を再検討すべきである。	R2.4 措置済	随契理由を明確にした。	福祉総務課
			59	意見	・委託料の事後的な精算を目的とした変更契約締結の適否 年度末に委託費の額を増減額（精算）する現在の運用の問題点も踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討することが望ましく、事後的な対価の増減額は例外的な処理として位置づける方向で検討することが望ましい。	対応を要しない	地域福祉の推進を図ることを目的とした事業であるとともに、社会福祉協議会が利益を追求する団体でないことに鑑み、例外的な委託契約として実績により委託料を精算している。	福祉総務課
		第4 法人後見の実施	60	指摘	・本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかわりを計画に明示すべきである。	R2年度 措置済	「松江市高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画」において整理した。	福祉総務課
		第5 日常生活自立支援事業による支援	61	指摘	・本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかわりを計画に明示すべきである。	R2年度 措置済	「松江市高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画」において整理した。	福祉総務課

令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和6年10月1日）

章	項目1	項目2		指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※措置済み時点
第13章 生きがいづくり・社会参加の促進	I. 生きがいづくりや社会参加の促進	第3 高齢者の生きがいづくりに向けた活動の支援	62	指摘	・補助金申請時における具体的な事業計画書の徴求 補助金を支出する以上、少なくともいかなる大会を企画しているのか、その内容が明らかとなる程度の記載のある事業計画書の提出を求めるべきである。	R2年度 措置済	事業計画書の提出を求める。 ※R2, R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため開催中止	福祉総務課
			63	意見	・具体的な計算根拠を示した収支内訳書の徴求 補助金等交付申請書に添付する収支内訳書には、少なくとも個々の支出項目について、具体的な算出根拠を明記するよう求めることが望ましい。	R2年度 措置済	収支内訳書に算出根拠を明記するよう求める。 ※R2, R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため開催中止	福祉総務課
			64	指摘	・補助金申請時における具体的な事業計画書の徴求 補助金を支出する以上、少なくともいかなる大会を企画しているのか、その内容が明らかとなる程度の記載のある事業計画書の提出を求めるべきである。	R2年度 措置済	事業計画書の提出を求める。 ※R2, R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため開催中止	福祉総務課
			65	意見	・具体的な計算根拠を示した収支内訳書の徴求 補助金等交付申請書に添付する収支内訳書には、少なくとも個々の支出項目について、具体的な算出根拠を明記するよう求めることが望ましい。	R2年度 措置済	収支内訳書に算出根拠を明記するよう求める。 ※R2, R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため開催中止	福祉総務課
		第4 まめなかポイント事業の推進	66	意見	・獲得したポイントを寄付するための仕組みの構築 活動実績ポイントを寄付に充てることが可能であると本計画に明記し、市民向け案内文書にもその旨の記載をしている以上、活動実績ポイントの寄付を可能とする仕組みを速やかに構築することが望ましい。	検討中	寄付の仕組みの構築を検討する。	健康福祉総務課
			67	意見	・効果的な周知・広報のあり方の検討 本事業の目的達成に向けて個人の活動登録者を増加させるためには、より広範かつ効果的な広報のあり方を検討することが望ましい。	R2年度 措置済	チラシをリニューアルし、Facebookを利用した広報を実施した。	福祉総務課
			68	指摘	・随意契約を選択した理由の再検討 随意契約が例外的方法であることを踏まえると、随意契約の方法を選択した理由として挙げられた点は、不十分であり、本事業について随意契約の方法を選択しなければならない例外的理由の有無を再検討すべきである。	R2.4 措置済	随契理由を再検討し、修正した。	福祉総務課
			69	意見	・委託費算定における人件費の算定方法の検討 標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。	対応を要しない	地域福祉の推進を図ることを目的とした事業であるとともに、社会福祉協議会が利益を追求する団体でないことに鑑み、例外的な委託契約として、事前に当該事業に求められる職員の資質と業務量について協議した上で人件費を算出し、実績に応じて精算する現在の方法が最も合理的であると判断している。	福祉総務課
			70	意見	・実際の業務量に見合った人件費の算定 本業務に従事する職員の勤務実態等を精査し、実体に即した適切な人件費が計上されているか、改めて検討することが望ましい。	対応を要しない	地域福祉の推進を図ることを目的とした事業であるとともに、社会福祉協議会が利益を追求する団体でないことに鑑み、例外的な委託契約として、事前に当該事業に求められる職員の資質と業務量について協議した上で人件費を算出している。	福祉総務課

令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和6年10月1日）

章	項目 1	項目 2		指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※措置済み時点
			71	意見	・実績に応じて変動する支出を委託費に含めることの適否 活動交付金の支払分については委託費とは切り離して実績払いにするなど、常に年度末に変更や精算を必要とする現状の仕組みが適切であるか、改めて検討することが望ましい。	対応を要しない	地域福祉の推進を図ることを目的とした事業であるとともに、社会福祉協議会が利益を追求する団体でないことに鑑み、契約全体を例外的な委託契約として実績により委託料を精算している。	福祉総務課
			72	意見	・事後的に変更契約を締結して委託費を精算することの適否 委託した事務に係る経費の変動により、事後的に委託費を精算する仕組み自体が適切といえるか疑問があり、業務委託契約の内容を再検討することが望ましい。	対応を要しない	地域福祉の推進を図ることを目的とした事業であるとともに、社会福祉協議会が利益を追求する団体でないことに鑑み、例外的な委託契約として実績により委託料を精算している。	福祉総務課
		Ⅱ 雇用・就業 対策とボランティアの推進	73	指摘	・補助対象経費該当性に関する理由の明記 「その他市長が必要と認める額」という本条項のような規定に基づいて補助金を支出する場合には、少なくとも、市長がいかなる事情を考慮して必要と認めたのか否かを明らかにすべきである。	R2.4 措置済	補助決定時に補助対象経費該当性の理由を明記した。	福祉総務課
			74	意見	・補助対象経費として認める必要性の再検討 「その他市長が必要と認める額」という要件はあくまで補充的な要件として捉えるべきであり、事務局長人件費及び支所臨時職員人件費を「その他市長が必要と認める額」として認めるか否かにつき、その必要性を総合的に再検討することが望ましい。	R2.4 措置済	事務局長人件費は要綱を改正し、補助対象として明記した。支所臨時職員人件費は、補助決定時に必要性の理由を明記した。	福祉総務課
	Ⅲ 効果的な情報の提供	第1 効果的な情報提供・情報共有の推進	75	意見	・体系的な情報提供・情報共有化の手段の構築 効果的な情報提供・情報共有化を推進するためには、たとえば情報提供のあり方を総合的に検討し、集約する担当課を決めるなどして、各課横断的に効果的な手法を共有することを検討することが望ましい。	R6.4 措置済	「松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」について、これまで担当課が複数あったが、令和6年度の組織機構の見直しにより、介護保険課が主担当となった。「松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定を通して、体系的・横断的な情報提供に努める。	介護保険課
	Ⅳ 移動手段の確保	第3 福祉バスの運行	76	意見	・福祉バス専用車両の所有に係るコストの再検討 マイクロバスの所有に伴うコストを再検討し、たとえば市交通局又は民間のバスを使用して運行した場合のコストや、団体が自ら手配したバスの利用料金の一定額を補助する等の仕組みを採用した場合のコストと比較した上で、現在のあり方が適切か否かを再検討することが望ましい。	R4.4 措置済	団体が自ら手配したバスの利用料金の一定額を補助する、補助制度へ移行した。	交通政策課
			77	意見	・福祉バスに係る利用制限の明文化 利用回数の制限は利用者にとって重要な条件であるから、そのような制限を定めるのであれば、要綱や要領、市民向けの利用の手引にその旨を明示しておくことが望ましい。	R2.4 措置済	要領を改正し、利用制限も明記した。	福祉総務課
			78	意見	・サービスの公平・平等な利用を実現する方策の再検討 一団体につき年1回という利用回数の制限は、実質的に機能しているとは言えず、より公平かつ平等な利用を実現する方策を再検討することが望ましい。	R4.4 措置済	補助制度への移行に伴い、利用回数を一団体につき年2回へ拡充した。	交通政策課
			79	意見	・周知方法の検討の必要性 本事業については、市民が平等に福祉バスを利用する機会を得られるよう、より一般的かつ広範な周知方法を検討することが望ましい。	R4.4 措置済	補助制度への移行時に、利用対象の団体、及び関係団体へ広く周知をはかった。	交通政策課

令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和6年10月1日）

章	項目 1	項目 2		指摘／ 意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※措置済み時点
		第4 一畑電車沿線地 域への運賃助成	80	指摘	・要綱の規定整備の必要性 本制度の利用方法を変更したのであれば、それを要綱に反映すべきである。	R2.4 措置済	要綱を改正した	福祉総務課
			81	意見	・目的を同じくする事業間の整合性 本事業と高齢者バス割引事業とは、ほぼ同一の目的に基づく類似の制度であるから、合理的な理由なく利用条件に差異を設けるべきではなく、両事業の利用条件につき、改めて検討することが望ましい。	対応を要しない	本事業は市内全域の路線バス及び一畑電車の運賃割引制度の統一化に伴い、従来制度の利用者に不利益が生じないよう、一部の地域に限って行っている事業であり、運用形態も相違することから、利用条件を統一する必要はないと判断している。	福祉総務課